

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のための
ガイドライン」の策定について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚く
お礼申し上げます。

さて、東京電力福島第一原子力発電所においては、廃止措置等のための作業が進
行しているところでありますが、昨年、労働災害が急増するとともに、本年には死
亡事故も発生しております。また、汚染水対策等の工事に関わる労働者が増加する
一方で、被ばく線量が5ミリシーベルトを超える労働者数は横ばいを推移し、集団
線量については平成25年8月以降高止まりした状態であります。

こうした状況を踏まえ、今般、厚生労働省では、東京電力及び元方事業者に対す
る指導事項を一体的に示した標記ガイドラインがとりまとめられました。

このガイドラインは①東京電力及び元方事業者が一体となった安全衛生管理体
制の強化、②東京電力、元方事業者及び関係請負人によるリスクアセスメントの実
施等による労働安全衛生水準の向上、③工事の発注段階から、工法、設備、施設、
施工機械等に関わる被ばく低減対策を施工計画に盛り込み、効果的かつ効率的に実
施するためのものとなっております。

つきましては、標記について全建を通じ同省労働基準局長より別添のとおり周知
依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。